

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月6日(月)午後3時から午後3時40分まで

2 開催場所 匝瑳市議会棟第2委員会室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正 義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
9番 太 田 憲 一 委員	10番 大 木 武 一 委員
11番 鈴 木 茂 委員	12番 佐 藤 正 剛 委員
13番 石 田 利 之 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	16番 伊 藤 栄 治 委員
17番 渡 邊 弘 仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進委員は招集せず。

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江波戸 和 男 委員
28番 寺 本 利 幸 委員	29番 石 橋 誠 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年4月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
本総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、農地利用最適化推進委員の招集は行わず、農業委員のみで開催することといたしました。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、12番佐藤正剛委員、13番石田利之委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番、2番及び4番並びに6番から9番までは、所有権移転に関する件であります。番号3番及び5番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6 番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

5 番 　　番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

3 番 　　番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

2 番 　　番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請
について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑300㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請者は妻、子2人、両親と申請地に隣接する実家で生活していますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地に住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑236㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑443㎡の内123㎡を借り受け、申請地に隣接する雑種地21㎡との合計144㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、進入路用地として畑204㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は妻と子1人と市外の賃貸住宅で生活しておりますが、昨年、子が生まれ手狭となったことから申請地に住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

9番 　　番号2番について、申請地に譲受人と子3人が生活するための住宅を建築しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2番 　　番号3番について、譲受人は申請地の隣接地で福祉施設の運営をしておりますが、現状、既存施設へ出入りをしている道路の幅員が狭小で、通行がしにくく、また、大型の緊急車両の通行に支障が生じる恐れがあることから、申請地を新たな進入路として利用しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請

に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和2年4月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。